

令和4年5月11日

事業者 殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
http://www.yamanashi-roukiren.com/

有機溶剤作業主任者技能講習の開催について

有機溶剤中毒予防規則により、事業者は塗装、洗浄など有機溶剤を用いて行う作業（労働安全衛生法施行令第6条第22号の作業）については、有機溶剤作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮、その他の業務を行わせなければならないと定めています。

山梨労働局長の登録教習機関である本会は、この資格を取得する講習を下記により開催することとしました。
つきましては、関係者もれなく資格を取得されまして、労働災害の防止を図られますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和4年6月28日（火）～29日（水） 午前8時45分～（受付）
- 2 場 所 **山梨県立中小企業人材開発センター**（甲府市大津町2130-2）
※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
地図明細：<http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 3 受講料等 受講料 12,100円 テキスト代 1,980円
合計 14,080円（消費税10%を含む）
★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから 6月21日（火）までに下記に“振込み”をお願いします。
振込口座—山梨中央銀行武田通支店 普 772818
（一社）山梨県労働基準協会連合会
※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます。
- 4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了試験を実施し、合格者に修了証を後日交付します。
- 5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、6月21日（火）までに当会に申し込んで下さい。（FAX可 055-251-6615）
★写真1枚（6か月以内に撮影したもの、正面、脱帽、上三分身、背景無地、縦3cm、横2.3cm裏面に氏名明記）を申込書に添えて当会へ申し込むか、受講当日持参願います。
- 6 その他

- (2) 受講者の変更については、講習日3日前までに申し出ください。
- (3) 定員（60名）に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。
- (4) 受講票は発行いたしておりません。受講者は会場に直行して下さい。
- (5) 請求書と領収証は発行いたしておりません。請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
- (6) 会場には食事をする施設（レストラン等）がありません。あらかじめ昼食の用意をすることをお勧めします。

7 講習科目及び時間割

1 日 目	8:45～9:00	9:00～14:10		小 休 止	14:20～16:30
	受 付	作業環境の改善方法に関する知識 (昼食休憩 50分、小休止 20分)			保護具に関する知識 (小休止 10分)
2 日 目	8:50～13:10		昼 食 休 憩	14:00～16:10	
	有機溶剤による健康障害及びその予防に関する知識 (小休止 20分)			関 係 法 令 (小休止 10分)	
					16:20～ 修了試験

- 注（1）原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。
（2）講師の都合により科目、時間を変更することもあります。
（3）時間内に昼食休憩または小休止は含まれています。

----- き り と り 線 -----

有機溶剤作業主任者技能講習申込書（令和4年6月28日～29日実施）

フリガナ				昭和	年	月	日
氏 名	男・女			生年月日	平成	年	月
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む)			併記を希望する氏名又は通称			
現住所	〒						
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号				
			FAX番号				
<p>☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようにして下さい。 上記のとおり申込みます。 受講料 12,100円(税込) テキスト代 1,980円(税込) 合計 円 【振込】</p> <p>郵便番号 〒 所在地 事業場名</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿</p>							

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な実施のためにのみ使用いたします。
【新型コロナウイルス感染防止対策について】当会では、新型コロナウイルス感染防止策として、三密回避等の措置を講じています。詳細、別冊「新型コロナウイルス感染防止策」をご参照ください。